



一目でわかる 「電気通信事業における 個人情報保護指針」 ハンドブック

《認定個人情報保護団体》

一般財団法人

日本データ通信協会

電気通信個人情報保護推進センター

2017年12月

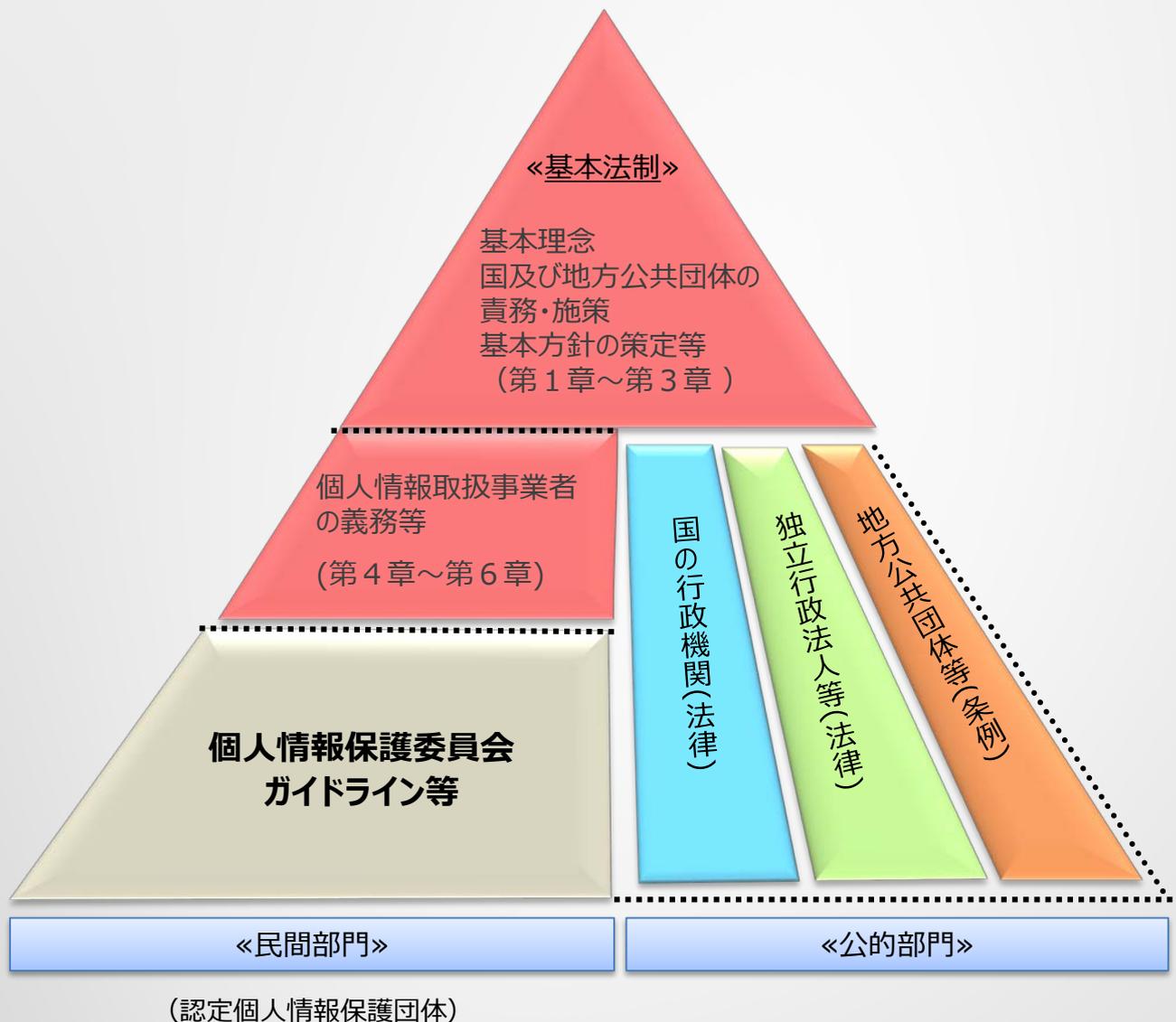
目次

タイトル	ページ
1. 個人情報保護法の体系	3
2. 指針の位置付け	4
3. 認定個人情報保護団体の役割	5
4. 対象事業者とは	6
5. 電気通信役務及び電気通信サービスについて	7
6. 通信の秘密とは	8
7. 指針のポイントの解説	9
8. 個人データの漏えい事案が発生した場合	17
9. 認定個人情報保護団体による指導、勧告その他の措置	18
10. 参考	19

凡例

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
電気通信分野ガイドライン(総務省)	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示第152号）
個人情報保護委員会ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成28年個人情報保護委員会告示第6号、第7号、第8号、第9号)
指針	電気通信事業における個人情報保護指針(一般財団法人日本データ通信協会 平成29年6月14日公表)
十分な匿名化に関するガイドライン	電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン(一般財団法人日本データ通信協会 平成29年12月18日公表)

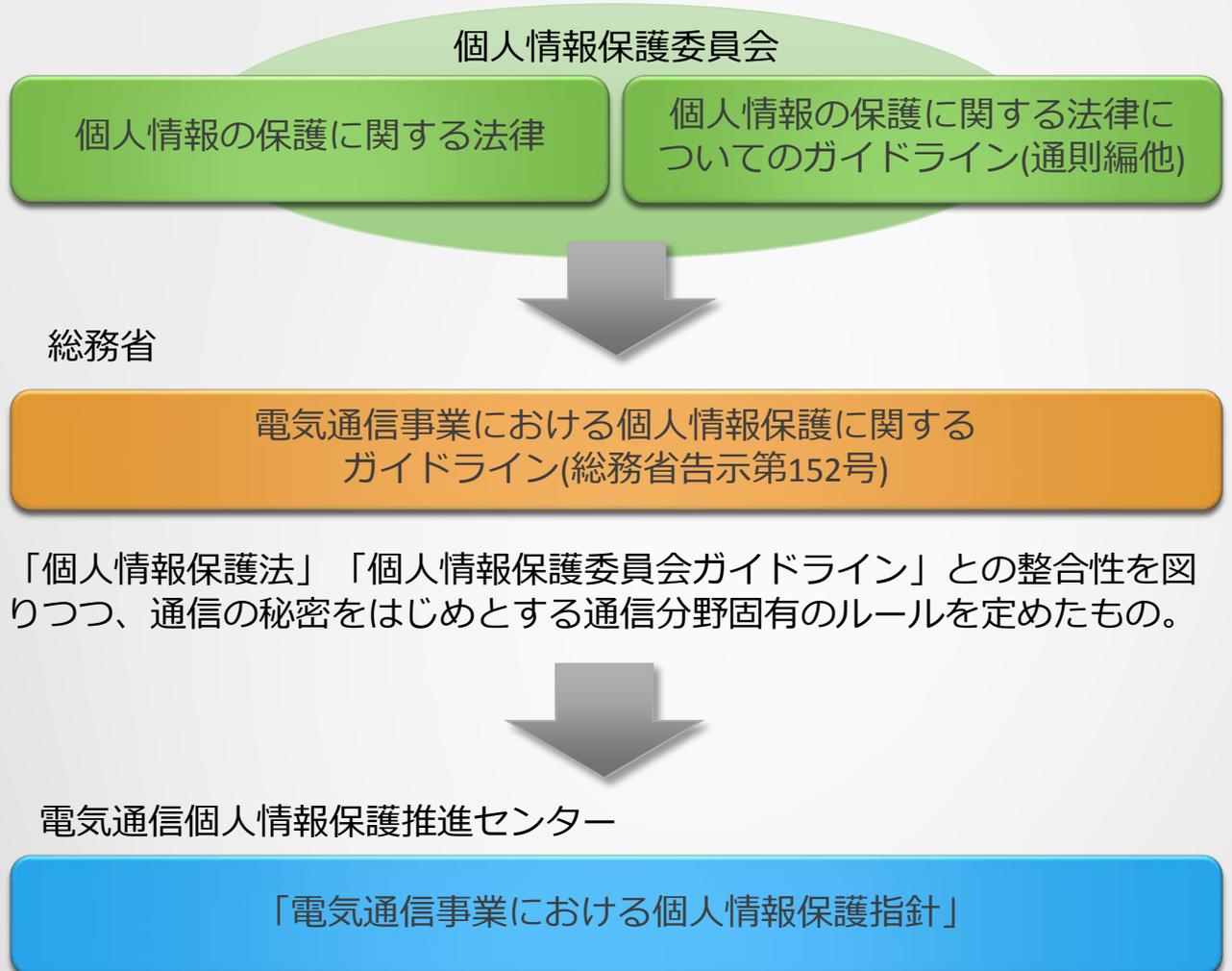
1. 個人情報保護法の体系



改正後

- 改正個人情報保護法の下では、原則として個人情報保護委員会が策定するガイドライン(平成28年11月)に一元化。
- 電気通信分野を含む一部の分野において、引き続き、特定分野のガイドラインが定められている。

2. 指針の位置付け



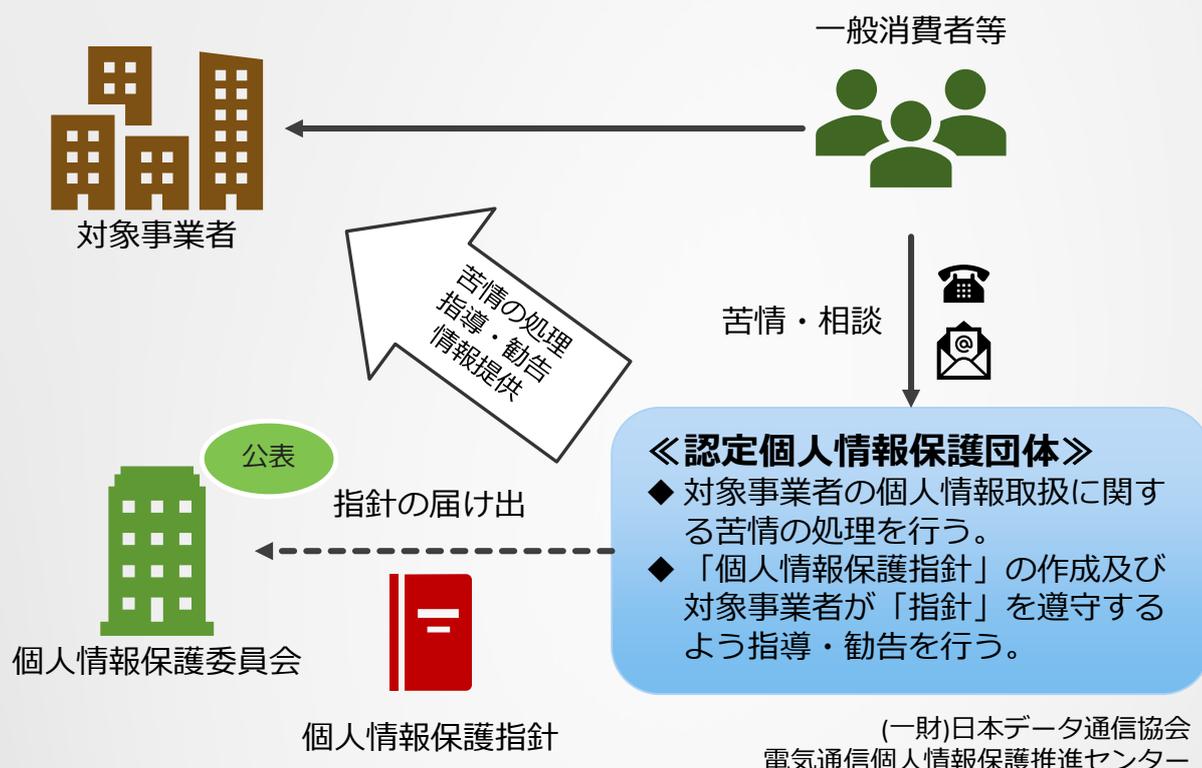
- 利用目的・適性取得
- 個人データの管理・提供、開示等
- 苦情処理
- 匿名加工情報
- 漏えい事故発生時の対応
- 指導・勧告
- 各種情報(位置情報等)

「電気通信事業における個人情報保護指針」は、電気通信分野ガイドライン(総務省)を基本とし、さらに必要に応じて、個人情報保護委員会のガイドライン(通則編他3編)から引用し、認定個人情報保護団体としての考え方、例示についても加えている。本指針を読めば、これらの内容を網羅的に理解できる体系となっている。

 指針 6ページ

電気通信個人情報保護推進センター

3. 認定個人情報保護団体の役割



認定個人情報保護団体とは、事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体である。

認定個人情報保護団体は、業界の特性等に応じた自主的なルール（「個人情報保護指針」）を作成するよう努める義務があり、また、対象事業者が指針を遵守するよう指導・勧告を行う義務がある（個人情報保護法第53条）。

また、認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を処理する義務がある（個人情報保護法第52条）。

なお、電気通信個人情報保護推進センターは、電気通信事業分野における唯一の認定個人情報保護団体である。（以降、「推進センター」という。）

4. 対象事業者とは

「対象事業者」とは、(一財)日本データ通信協会が行う認定業務の対象となる事業者であり、電気通信事業を行う者並びに日本データ通信協会及び団体構成員の各会員のうち、認定業務の対象となることについて同意を得た事業者をいう。

※認定業務については「認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約」(第4条)を参照のこと。

対象事業者

電気通信個人情報保護推進センター団体構成員

《電気通信事業者》

(一社)電気通信事業者協会

(一社)テレコムサービス協会

(一社)日本インターネットプロバイダ協会

(一社)日本ケーブルテレビ連盟

《電気通信事業者以外の事業者》

(一社)情報通信エンジニアリング協会

(一社)情報通信設備協会

(一社)全国携帯電話販売代理店協会

(一社)情報通信ネットワーク産業協会

※上記の8団体に所属する会員事業者であれば、電気通信個人情報保護推進センターの対象事業者に加入することは可能。

5.電気通信役務及び 電気通信サービスについて

電気通信役務

電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

電気通信サービス

電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務及びこれに付随するサービスのこと。

「付随するサービス」とは

- 電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス
- 当該事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス
- 上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行うサービス

 指針 14ページ

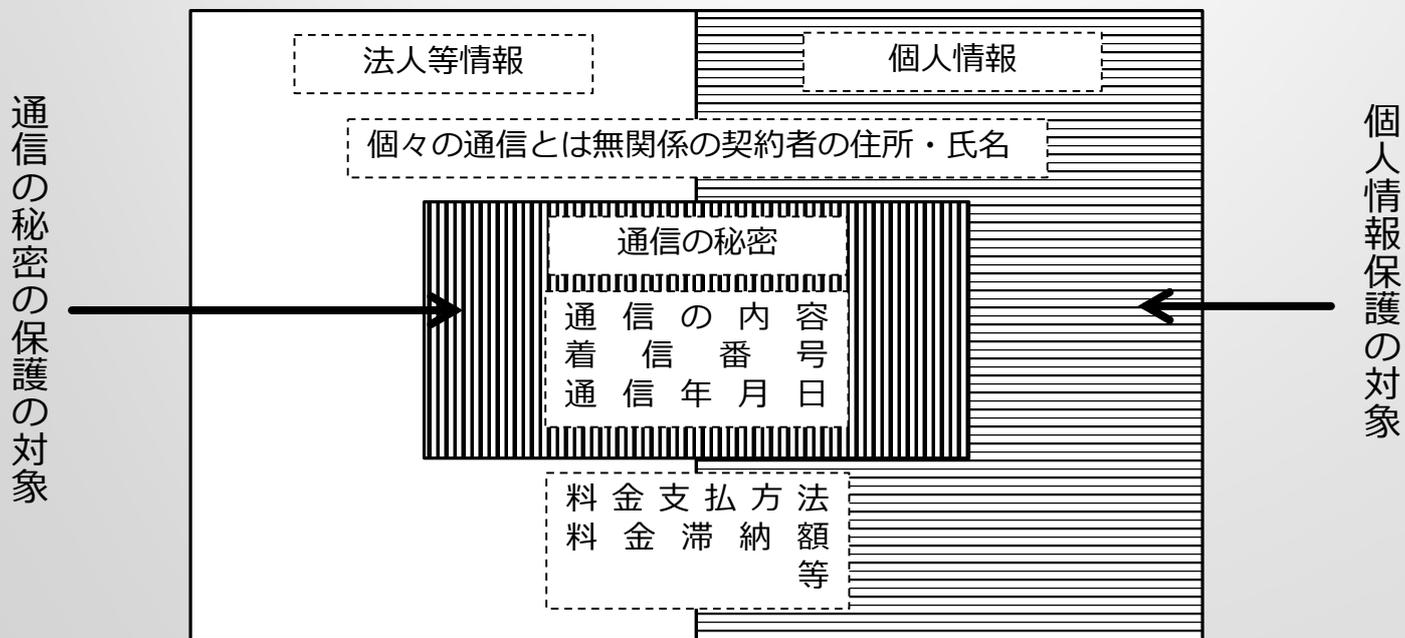
6.通信の秘密とは

「通信の秘密」とは

- ① 個別の通信に係る通信内容のほか、
 - ② 個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号など
- 当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容を推知されるような事項すべてを含む。

電気通信事業法
(秘密の保護)
第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○個人情報と通信の秘密との関係



出典：総務省

本指針では、通信の秘密に該当する情報に係る規定も定めている。

 指針 12ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
2-1	電気通信事業者等
基本的考え方	「電気通信事業者」には、登録、届出という行政上の手続を経た者以外も含む。
ポイント	「電気通信サービス」(P.7参照)に以下を含めることを追記。 <ul style="list-style-type: none">➤ 電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス➤ 当該事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス➤ 上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行うサービス



指針 14ページ

項番	規定
2-4	要配慮個人情報
基本的考え方	「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、人種、信条、社会的身分、病歴等々の記述等が含まれる個人情報をいう。 要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要である。
ポイント	旧版では「センシティブとされる個人情報」とされていたものを「要配慮個人情報」として細分化して改めて定義。



指針 20～23ページ



「7.指針のポイントの解説」では、「2.指針の位置付け」で述べたとおり、電気通信分野ガイドライン(総務省)を基本としているため、主語が「電気通信事業者」となっている場合がある。

電気通信事業を行っていない事業者では、当該部分については「対象事業者」と読み替えるものとする。

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
3-2-1	取得の制限
基本的考え方	対象事業者は、個人情報の取得について、自社サービスを提供する為に必要な場合に限るよう努めなければならない。
ポイント	個人情報の取得は、電気通信事業者であれば「電気通信サービス」の提供に必要な場合に限定するよう努力義務化。
推進センターの考え方	対象事業者が個人情報を取得する場合、自社サービスを提供する上で必要な情報に限り、不必要な個人情報の取得は行わないこと。

 指針 40ページ

項番	規定
3-3-2	保存期間等
基本的考え方	原則、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めることが求められる。
ポイント	通信の秘密に該当しない個人データについても、努力義務として、引き続き、保存期間の設定及び保存期間経過後等の遅滞なき除去を規定。
推進センターの考え方	保存期間については、各対象事業者が取り扱う個人情報の内容及び業務の実情を踏まえて、適切な期間を定めること。

 指針 49ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
3-3-4	安全管理措置に関する規定
基本的考え方	電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理の為、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
ポイント	安全管理措置は、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。
推進センターの考え方	対象事業者は、自社が認識するリスクに応じ、「組織的」「人的」「物理的」「技術的」安全管理措置をそれぞれ取らなければならない。

 指針 51～68ページ

項番	規定
3-3-7	個人情報保護管理者
基本的考え方	個人データ等保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、適正な取扱いについて責任体制を確保する為、組織横断的に監督することのできる者を個人情報保護管理者として設置しなければならない。
ポイント	従業員の教育及び個人データの取扱いに関する責任者の設置の必要性について、努力義務として規定。

 指針 68ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
3-4-2	アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーの公表
基本的考え方	電気通信事業者がアプリケーションを提供する場合はプライバシーポリシーを公表することが求められる。
ポイント	電気通信事業者はアプリ提供者に対して、明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう働きかけることが適切である旨を記載。

 指針 69～71ページ

項番	規定
3-5-1～7	第三者提供に関する規定
基本的考え方	第三者に提供される個人データは、利用目的等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にすることが必要となる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「外国にある第三者への提供の制限」を追加。本項の内容は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)※1に準じている(引用している)。 <ul style="list-style-type: none"> ※1：原則として外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意が必要がある。 ➤ 「第三者提供に係る記録の作成等」を追加。本項の内容は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)※2に準じている(引用している)。第三者提供時に記録又は確認する項目については、「10.参考」(19ページ)を参照のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ※2：個人データの提供年月日、氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項、個人データの項目を原則として都度作成する必要がある。

 指針 71～94ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
3-6-2～4	保有個人データの開示及び訂正に関する規定
基本的考え方	対象事業者は、保有個人データについて次の4点の情報を本人の知り得る状態に置かなければならない。 ①事業者の名称 ②保有個人データの利用目的 ③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求手続き、手数料 ④保有個人データの取扱いに関する苦情申出先
ポイント	「本人の知り得る状態」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいう。 また、利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにしなければならない。

 指針 97～103ページ

項番	規定
3-7	個人情報の取扱いに関する苦情処理
基本的考え方	対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそれを達成するための必要な体制の整備が必要となる。
ポイント	対象事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。 また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備しなければならない。
推進センターの考え方	対象事業者に、個人情報の取扱いに関する苦情を専任で対応する窓口を設けることまでは求めないが、利用者に対して、当該苦情の申出先や受付手段(電話、電子メール等)を明らかにすることは必要である。

 指針 114～117ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
3-8	匿名加工情報取扱事業者等の義務
基本的考え方	匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工しなければならない。
ポイント	電気通信事業者が、匿名加工情報を作成するときの義務については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に準じる。
推進センターの考え方	電気通信事業者が取り扱う通信の秘密に該当する位置情報の匿名化の手法については、別途、電気通信事業者の自主的なガイドライン「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」を定めているので、参照のこと。 ■ 電気通信個人情報保護推進センターHP https://www.dekyo.or.jp/kojinjyoho/contents/law/3.html

 指針 117～139ページ

電気通信事業者が匿名加工情報を作成する場合と、匿名加工情報を取り扱う場合の義務の関係

電気通信事業者が匿名加工情報を作成する場合に課せられる義務	電気通信事業者が匿名加工情報を取り扱う場合に課せられる義務
<ul style="list-style-type: none"> • 適正な加工（法第36条第1項） • 安全管理措置（法第36条第2項） • 含まれる情報項目の公表（法第36条第3項） • 第三者提供時の公表（法第36条第4項） • 照合の禁止（法第36条第5項） • 自ら利用する場合の公表（法第36条第6項）(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> • 第三者提供時の公表（法第37条） • 照合の禁止（法第38条） • 安全管理措置（法第39条）(努力義務)

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
4	漏えい事案が発生した場合等の対応
基本的考え方	対象事業者において個人データの漏えい事案が発生した場合は、認定個人情報保護団体へ直ちに報告する必要がある。
ポイント	対象事業者において個人データの漏えい事案が発生した場合は、推進センターへ報告する。但し、対象事業者(電気通信事業者)の場合、電気通信事業法に基づき報告が必要な漏えい事案(通信の秘密の漏えい等)は、従来通り、総務省へ報告を行う。
推進センターの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急性が高い重大な漏えい事案が発生した場合は、所定の様式に可能な範囲で記入し、緊急連絡受付の電子メール(pi-alert@dekyo.or.jp)へ報告すること。 ➤ 上記に該当しない漏えい事案報告は、所定の様式に記入の上、事故受付窓口(pi-ict@dekyo.or.jp)へ送信するか、推進センター宛に郵送すること。 ➤ 個人データ漏えい事案が発生した場合の報告ルートは、P.17のフロー図を参照すること。

 指針 140～147ページ

項番	規定
5	指導、勧告その他の措置
基本的考え方	認定個人情報保護団体は、対象事業者が本指針に違反している場合、法第53条第4項の規定に基づき、当該事業者に対して指導、勧告その他の措置をとるものとする。
ポイント	対象事業者が「電気通信事業における個人情報保護指針」に違反していると認められたときの推進センターが取る行動について規定。
推進センターの考え方	勧告を受けた対象事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、推進センターは「認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約」の定めるところにより、退会措置をとる場合がある。(P.18を参照)

 指針 148～149ページ

7. 指針のポイントの解説

項番	規定
6	各種情報の取り扱い
基本的考え方	電気通信事業者として、通信の履歴や発信者情報等通信に係る情報の取扱いを規定している。
ポイント	通信の履歴、利用明細、発信者情報、位置情報等、電気通信事業に係る規定をまとめたもの。
推進センターの考え方	<ul style="list-style-type: none">➤ 位置情報の取得については、「例外としての包括的な同意」等について考え方を付記。➤ 位置情報の利用については、電気通信事業者の自主的なガイドライン(電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン)を参照するよう付記。

 指針 150～163ページ

項番	規定
9	別添 各種様式の見本
ポイント	対象事業者が手続きで使用する「個人情報の開示申請」等の申請様式見本及び申請に対する回答様式見本、11種類をまとめて掲載。

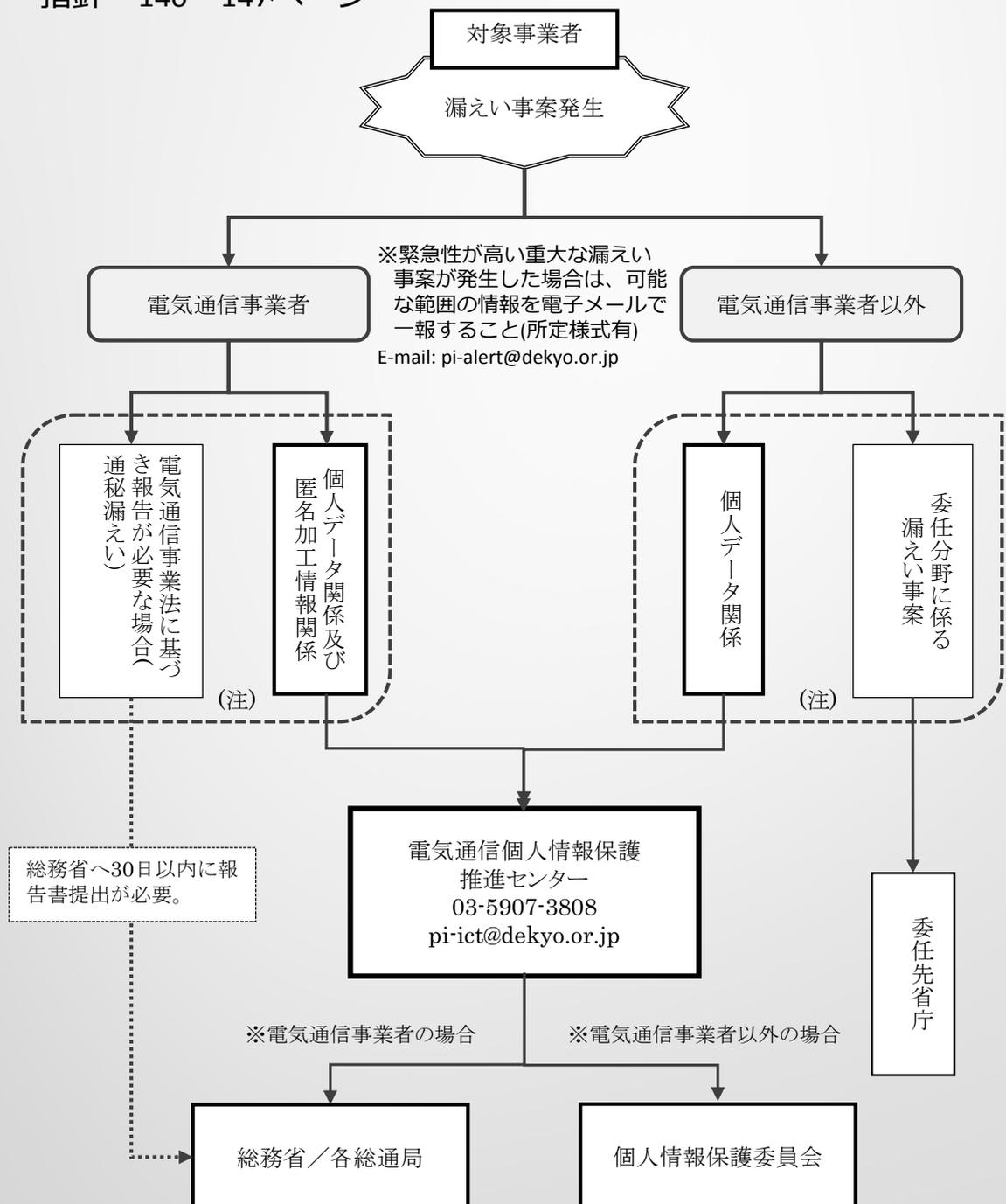
 指針 168～178ページ

8. 個人データの漏えい事案が発生した場合

対象事業者は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合、直ちにその旨を推進センターへ報告すること。

■ 報告書URL : <https://www.dekyo.or.jp/kojinjyoho/kaiin1/format/3.html>

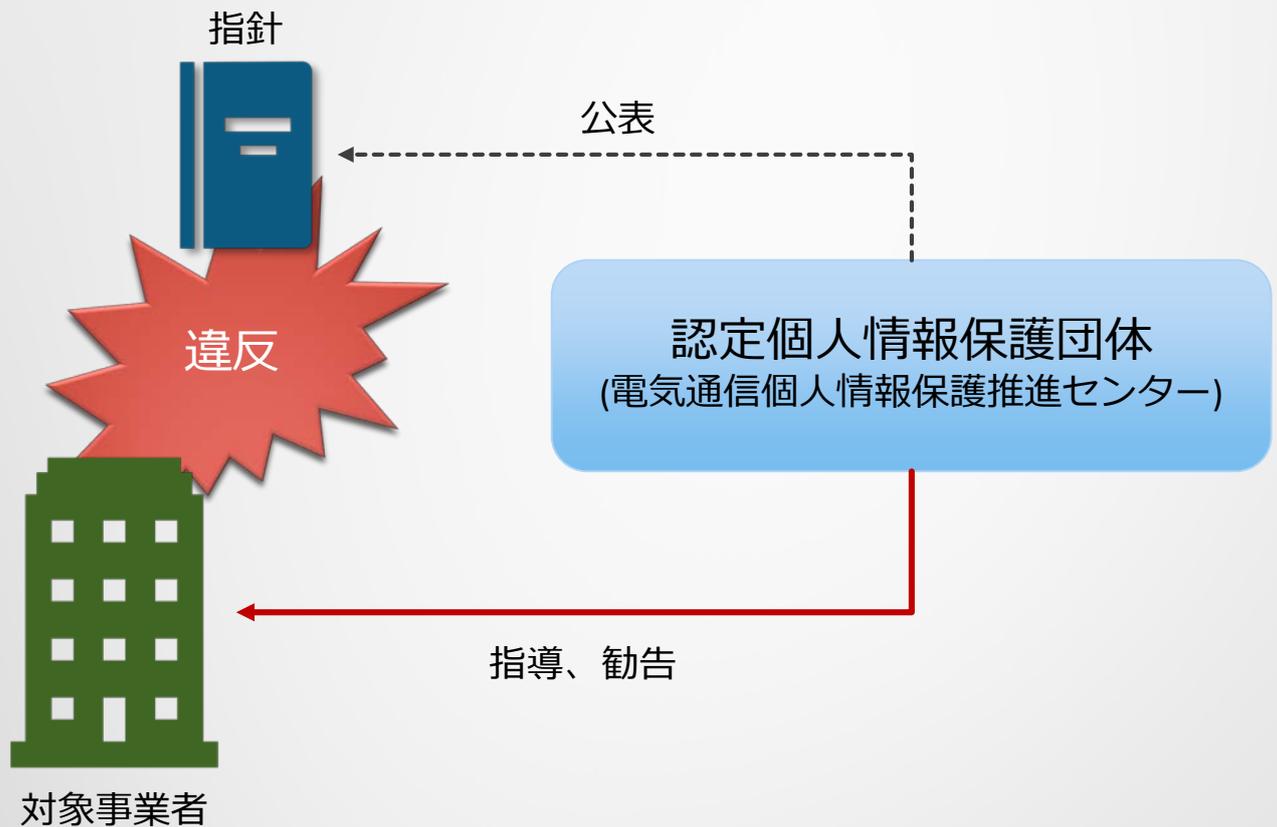
 指針 140～147ページ



【注】事象の切り分けに迷う場合は、電気通信個人情報保護推進センターへ相談されることをお奨めする。

9. 認定個人情報保護団体による 指導、勧告その他の措置

 指針 149ページ



勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかった場合、電気通信個人情報保護推進センターは、「認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約」に基づいて、退会措置を取る場合がある。

10. 参考

個人データを第三者に提供した時に、記録又は確認する項目は、以下の通りである。

※個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」から引用。

《提供者の記録事項》

	提供の年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
本人の同意による第三者提供		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《受領者の記録事項》

	年月日 提供を受けた	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	<input type="checkbox"/>						
本人の同意による第三者提供		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
私人などからの第三者提供		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

《認定個人情報保護団体》

情報通信の現在、そして未来のために

一般財団法人

日本データ通信協会

Japan Data Communications Association

【発行・問合せ先】 電気通信個人情報保護推進センター



03-5907-3808

(土日祝日及び年末年始を除く 平日 9:00～12:00 / 13:00～17:00)



pi-ict@dekyo.or.jp